

校外活動における危機管理マニュアル

(1) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	● 校外活動先における地域固有のリスク(津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性)を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ● 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等(AED 配置場所、病院・警察署等)を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ● 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ● 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ● 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ● 緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ● 一人で避難できない児童への対応について検討する。
宿泊を伴う活動・食に関係する活動 ※食物アレルギー対応	● 食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ● エピペン等持参薬の管理方法について、確認する(教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討)。 ● 工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ● 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ● 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ● 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 エピペン等持参薬の使用法の再確認 ・搬送可能な医療機関の事前調査 ・円滑な治療を受けるため、(必要に応じて)主治医からの紹介状を用意

(2) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

☐ 緊急連絡体制表	☐ 児童名簿(緊急連絡先を含む)
☐ 訪問先の地図等(避難経路・避難場所)	☐ 緊急搬送先医療機関の情報
☐ 携帯用救急セット	☐ 携帯電話・スマートフォン
☐ 笛(危険を知らせるため)	

(3)校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- ・現地に到着直後に、引率職員間(必要に応じて児童も含む)で、緊急時の対処方法を確認する。
- ・校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - 弁当のおかずやおやつを交換しないこと

学校側では、職員室前方の黒板に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

校外学習等安全管理点検表

【実施日】令和 年 月 日

【行事名】

【担当学年・分掌】

【責任者名】

事前準備(実施前日まで)

確認項目	チェック	備考・分担者
目的・リスクの共有(全職員対象の研修実施)	☐	
行事の安全管理計画・緊急時対応フローの策定	☐	
役割分担の明確化(誰が最終確認を行うか)	☐	
児童生徒の健康状態・配慮事項の把握	☐	
緊急連絡網・通報報告手順の再確認	☐	

2. 実施当日(出発から帰着まで)

※「人員確認の多重化」および「指差し・声出し」を徹底すること。

確認項目	確認タイミング	チェック
名簿照合(指差し・声出しで実施)	出発時・移動中・施設到着・施設出発	☐
座席表確認(バス・施設内等)	移動開始時	☐
バディ・ペア確認	活動中・休憩時	☐
最終確認者(複数名)による確認	全行程の節目	☐
曖昧な確認の排除(目視のみは厳禁)	常時	☐

3. 緊急時対応

確認項目	チェック	備考
行方不明・事故発生時の「誰が、どこへ報告するか」の確認	☐	
緊急連絡用通信機器(携帯電話等)の動作・充電確認	☐	
負傷者対応の救急セット・避難経路の確認	☐	

4. 振り返りと改善

今回の実施で想定外だったリスクはあったか:

()

次回の改善点:

()